

- (3) 故意又は過失により公共ます又は取付管を破損した場合は、自費で修理いたします。
- (4) やむを得ず、公共ます及び取付管を移設又は廃止する場合は、市の承諾を受けた上で、自費で行います。
- (5) 公共ます及び取付管の設置に係る土地を他人に譲渡する場合は、譲渡人に遵守事項を継承いたします。

5 設置箇所図

6 施工業者 (排水設備)

住 所	_____
名称及び	
代表者名	_____
電話番号	_____
現場代理人	_____

7 土地所有者の承認 上記の公共ます等の占用及び遵守事項について、同意いたします。

住 所	_____
氏 名	
又は	
名称及び	_____ ※
代表者名	
電話番号	_____

※本人が手書き（自署）しない場合は、記名押印してください。